

## JFIA 会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

本会は、JFIA と称します（以下、「本会」といいます）。

#### 第2条 運営・管理

本会は、独立の人格を有する組織ではなく、その運営・管理（会員資格の得喪変更、会費等の費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続、決済業務等）は、一般社団法人日本フィットネスインベーション協会（以下、「弊協会」といいます）の事業の一環として弊協会が行い、愛知県蒲郡市三谷北通5丁目182番地 エスペランス三河 A202 所在の弊協会内に本会の事務局（以下、「事務局」といいます）を置くものとします。

#### 第3条 目的

本会は、次の各号を目的とします。

- (1) フィットネストレーニングに関して広い見地から研究を促進し、関連知識・情報の蓄積、普及につとめること。
- (2) THE SLOW のインストラクターを育成するための教育及び訓練を継続的に行うこと。
- (3) THE SLOW の知名度及びその理解を向上させること。

#### 第4条 活動及び事業の種類

本会は、前条の目的を達成するため次の種類の活動及び事業を行います。

- (1) 指導ライセンス認定・発行及びそれに伴う講習会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 指導用教材の作成、普及
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

第5条 会員資格の条件 入会希望者は、第3条の本会の目的に賛同し、本規約及び別途定める諸規則に同意の上、これらを遵守することを承諾した上で入会することを条件とします。また、次の全ての事項に該当し、かつ本会が入会を認めた場合にのみ入会するものとします。

- (1) 会員としてふさわしい品位があり、社会的秩序を遵守できる方
- (2) 本会の活動を継続する上で健康上・精神衛生上、支障のない方

#### 第6条 会員種別及びその公認内容

本会の会員種別は、次に定める「正会員」一種とします。なお、本会は、必要に応じて会員種別を新設、変更又は廃止することができるものとします。正会員：本会の目的に賛同し、第13条に定めるライセンス（以下、「本会公認ライセンス」といいます）を保持するもの

#### 第7条 入会方法・手続

入会希望者は、本会が認めた本会公認ライセンス認定のための講習会（以下、「ライセンス認定講習会」といいます）への参加申込時に本会への入会を申し込んだものとみなし、必要な単位の取得後、本会公認

ライセンスの交付を受けた時点で入会するものとします。

#### 第8条 会員資格の有効期間・更新

会員資格の有効期間・更新は、本会公認ライセンスの有効期間・更新の規定に従います。

#### 第9条 会員資格の喪失

会員が次の事項に該当する場合には、その保持する本会公認ライセンスは無効となり、その会員資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出し、これを本会が受理したとき
- (2) 本人が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき
- (3) 半年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### 第10条 退会

会員は、別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができます。この場合、本会に関して弊協会に対する債務（未払いの会費、その他抛出金品の返還義務など）があれば、これを直ちに完済しなければなりません。また、一度退会された方が再入会するには、再度ライセンス 認定講習会に参加することが必要になります。

#### 第11条 会員の除名

会員が次の事項に該当すると本会が認める場合には、本会は当該会員を除名することができます。

- (1) 本規約又は第19条に基づき別途定める諸規則に違反したとき
- (2) 弊協会、本会又は会員の信用・名誉を傷つけたとき
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名が相当であると本会が認めたとき

#### 第12条 会費

会員は、必ず年会費を納入しなければなりません。初年度の年会費は、ライセンス認定講習会の受講費用に含まれるものとします。2年目以降の年会費は、会員資格の更新時に研修費と共に、本会指定の銀行口座に入金することにより支払うものとします。既納の会費は、法令の定めがある場合又は本会が認めた場合にのみ返還いたします。

### 第2章 ライセンス

#### 第13条 ライセンスの認定・発行

本会により認められたライセンス（本会公認ライセンス）を有する方のみが本会公認の **THE SLOW** インストラクターと称し、かつ本会公認の **THE SLOW** インストラクターとして活動することができます。本会は、本会公認ライセンスの認定のために、本会又は本会が認めた事業団体等がライセンス認定講習会を企画・開催致します。ライセンス認定講習会におけるライセンスの認定業務については本会が公認したマスタートレーナー（実技認定員）のみが行うこととします。また、本会公認ライセンスの最終認定及び発行業務は、本会がこれを行います。

#### 第14条 ライセンス認定講習会

ライセンス認定講習会の受講資格、カリキュラム及び料金は別途定めます。

#### 第15条 ライセンスの有効期間と更新手続

本会公認ライセンスの有効期間は1年間とします。本会公認ライセンスの更新をするには、その有効期間内に、所定のライセンス継続教育単位 を取得することが必要です。更新申請手続、継続教育単位の設定、取得及び換算については別途これを定めます。

### 第3章 雑則

#### 第16条 知的財産権

本会が開催する講習等での講義内容、配布資料、パンフレットその他の著作物の著作権等の一切の知的財産権は弊協会に属します（第三者に属するものは除きます）。また、「THE SLOW」の名称使用（「THE SLOW」の名称の単独使用のみならず、かかる名称やロゴを含む商標、サイン等の 表示等を広く含みます）については、事前に事務局に問い合わせる必要があります、本会に無断で使用することはできません。

#### 第17条 本規約の改定

本会が必要に応じ本規約を改定することができ、改定後の本規約は、改定前に入会した会員を含む全会員に適用されるものとします。

#### 第18条 会員に対する告知及び事務局への連絡方法

会員に対する告知は、事前に登録された会員のメールアドレス（もしくは、LINE）に宛てた電子メールの送付、又は本会ホームページ上での掲示を通じてこれを行います。なお、かかる告知は、電子メールの発送時又は本会ホームページ上での掲示時点をもって会員に到達したものとします。会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、入会申込書に記載した事項について変更が生じた場合は速やかに事務局まで届け出るものとします。

#### 第19条 諸規則

本会員規約に定めのない事項については、別途諸規則で本会が定めるものとします。

### THE SLOW 事務局

〒443-0022 愛知県蒲郡市三谷北通5丁目182番地 エスペランス三河 A202

HP: <http://the-slow.jp/> MAIL: [info@the-slow.jp](mailto:info@the-slow.jp)